西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、就業者の少ない底引き網漁業において、今後この漁業を継続していくため新規就業者を育成する漁業者に対して、新規漁業就業者育成事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関して、西尾市補助金等交付規則（昭和６２年西尾市規則第２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　補助金の交付対象者（以下「事業者」という。）は、底引き網漁業を業とする市内漁業協同組合組合員であり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　⑴　西尾市に住所又は活動拠点を有すること。

　⑵　市税の滞納がないこと。ただし、徴収猶予の許可を得た者は除く。

　⑶　補助金の申請時に新規漁業就業者と１年以上５年未満の雇用期間を定めて雇用契約を結んでいるものであること。

　⑷　新規漁業就業者を育成していること。

　⑸　新規漁業就業者が船員保険に加入していること又は直近１年間に事業者が新規漁業就業者へ支払った給与が７２万円以上であること。

２　補助金の対象となる新規漁業就業者（以下「新規漁業就業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　⑴　西尾市に住所又は活動拠点を有すること。

　⑵　市税の滞納がないこと。ただし、徴収猶予の許可を得た者は除く。

　⑶　過去に本補助金の対象となっていないこと。

　⑷　申請時に満４５歳に達していないこと。

　⑸　今後長期にわたり市内で漁業に従事する意思があること。

３　前２項の規定にかかわらず、事業者又は新規漁業就業者が次の各号のいずれかに該当するものに対しては、補助金を交付しない。

　⑴　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

　⑵　暴力団員が役員となっているもの

　⑶　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

　（補助金額）

第３条　補助金額は、新規漁業就業者一人当たり７２万円とし、事業者に交付する。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に必要事項を記入し、関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付の決定等）

第５条　市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

３　補助金の交付は、申請者が指定する金融機関口座に振り込むことによって行うものとする。

（申請の取下げ）

第６条　補助金の交付決定の通知を受けた者が、当該通知にかかる補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から５日以内に申請の取下げをすることができる。この場合においては、当該補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（交付決定の取消し及び返還命令）

第７条　市長は、交付の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

⑴　この要綱の規定に違反したとき。

⑵　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑶　その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すべき申請者に対し、西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第４号）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するとともに、既に補助金を交付しているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

　（延滞金）

第８条　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、未納額について、納期の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、返還すべき額に西尾市税外収入に係る延滞金に関する条例（昭和４０年西尾市条例第３８号）に規定する割合で計算した延滞金を支払わなければならない。ただし、延滞金の確定金額に１，０００円未満の端数があるとき又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第９条　補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和５年８月１日から施行する。

２　市長はこの要綱の施行後５年を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

様式第１号（第４条関係）

西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金交付申請書兼請求書

　　年　　月　　日

（宛先）西　尾　市　長

　　　　　住所又は所在地

申請者　氏名又は団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　及び代表者名

連絡先

　私は、西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金交付要綱第４条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。また、西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金交付要綱第５条の規定に基づき、交付が決定された場合は、この申請書をもって交付決定された額を請求します。

なお、補助金の交付の審査に当たり、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会等することを承諾します。

１　補助金の申請（請求）額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 新規漁業就業者氏名 | 生年月日 | 雇用開始年月日 | 交付申請（請求）額 |
| 　　　　　　　　　　 | 　年　月　日 | 　年　月　日 | 　　円　 |

２　振込先口座（**申請者本人の口座に限る。**）

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |
| 金融機関（ゆうちょ以外） | 金融機関名 | 本支店名 | 種別 | 口座番号 |
|  |  | 普通・当座 |  |  |  |  |  |  |  |
| ゆうちょ銀行 | 通帳の記号 | 通帳の番号（右詰め） |
|  |  |  |  |  | **－** |  |  |  |  |  |  |  |  |

３　添付資料

　□ 雇用契約書もしくは雇用契約がわかる公的書類の写し

　□ 直近の確定申告書等の写し

□ 別紙（所属漁協の押印必要）

□ 新規漁業就業者の完納証明書

□ 受取口座を確認できる通帳等の写し

別紙

年　　月　　日

（宛先）西尾市長

住　所

団体名

代表者

　下記については相違ないことを証明します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 組合員住所・氏名 |  |
| 漁業種類 | 底引き網漁業 |
| 新規漁業就業者住所・氏名 |  |
| 新規漁業就業者就業状況 | 年　　月　　日から就業し、今後も継続して就業予定である |

様式第２号（第５条関係）

西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金交付決定通知書

西　農　第　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

西尾市長

　　年　　月　　日付けで交付申請のあった新規漁業就業者育成事業費補助金については、西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金交付要綱第５条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 支給方法 | 口座振込 |
| 交付条件 | 西尾市補助金等交付規則及び西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金交付要綱に定める事業を適正に実施すること。 |

様式第３号（第５条関係）

西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金不交付決定通知書

西農第　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　西尾市長

　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった新規漁業就業者育成事業費補助金については、要件審査の上、西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金交付要綱第５条第２項の規定により、下記のとおり交付しないことを決定します。

記

【不交付の理由】

様式第４号（第７条関係）

西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

西農第　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　西尾市長

　　　年　　月　　日付け　西農第　号で交付決定を行った西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金については、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、西尾市新規漁業就業者育成事業費補助金交付要綱第７条第２項の規定により、返還してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付金の返還額 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 返還期限 | 年　　　月　　　日 |
| 取消理由 |  |